

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外33名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (12)

平成28年10月4日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 稔 軌

外12名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震、地盤、津波等）に関するもの）

乙B第97号証 地盤震動と強震動予測－基本を学ぶための重要項目－（抜粋）

[表紙、目次、51、52頁、奥付]

作成者 一般社団法人 日本建築学会

作成年月日 平成28年3月15日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 マグニチュードが大きくなるほど震源断層面が大きくなり、その破壊に時間がかかることなどから、地震動の継続時間はマグニチュードの増大とともに長くなることを証する。

以上